102 訪問入浴介護費

加算•減算名	実施	体 制	l t	□算•減算	加算•減算適用要件		
介護職員3人が行った 場合	0		減算		利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、指定訪問入浴介護を行った場合 <平成12年老企36号 第2の3(2)> 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。		
清拭又は部分浴を実施した場合	0		減算	70/100	訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望によ清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したとき <平成12年老企36号 第2の3(3)> 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定できる。		
集合住宅減算	0		減算		指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅)若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合		
集合住宅減算 Q&A					減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物が ①集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退去したのサービス提供分が減算の対象となるのか。		
特別地域加算	0		加算	1回につき 15/100	<u>厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)</u> に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従事者が指定 訪問入浴介護を行った場合		
	算(5%)	、又	は、中山間地域	中山間地域等に居住するものへのサービス提供加 ① 特別地域加算対象地域又は中山間地域等における小規模事業所加算対象地域に等における小規模事業所加算(10%)と中山間地 ある事業所が通常のサービス実施地域を越えて別の中山間地域等に居住する利用者ービス提供加算(5%)を同時に算定することは可能 にサービスを提供する場合にあっては、算定可能である。(平21.3版 VOL69 問11)		
					5.6延訪問回数等には、外部サービス利用型特定施 ② 含めない。(平21.3版 VOL69 問12) ビス費の訪問介護等の回数も含めるのか。		

(適用要件一覧)

加算·減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件		
特別地域加算等 Q&A	それかつ	以外の:通常の:	地域(又はその迫 実施地域外に居	等により中山間地域等かつ通常の実施地域内から 望)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等 住している期間のサービス提供分のみ加算の対象 はることから、それに合わせて当該加算の算定を行うものとする。(平21.3版 VOL69 同の全てのサービス提供分が加算の対象となるの 問13)		
中山間地域等における小規模事業所加算	0	加	1回につき	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に所在し、かつ、原生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号2)に適合する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合 <平成27年厚生労働省告示第96号2> 一月当たり延訪問回数が20回以下の指定訪問入浴介護事業所であること。		
中山間地域等に居住す る者へのサービス提供 加算		加算		<u>厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)</u> に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅 サービス基準第53条第5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問入浴介護を行った場合		
サービス提供体制強化 加算(I)イ	Δ	加算	1回につき 36単位	修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 (3) 当該指定訪問入浴介護事業所の全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 (4) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修		
サービス提供体制強化 加算(I)ロ	Δ	加算	1回につき 24単位	修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 <u>厚生労働大臣が定める基準(</u> 平成27年厚生労働省告示第95号5)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合。ただし、サービス提供体制強化加算(I)口を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算イ(I)は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号5〉 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 当該指定訪問入浴介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。		

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(2/16)

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算・減算適用要件
	① 特定事業所加算及びサービス提供体制	、課程修了者とは、各月の前月の末日┃求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士 ┃
サービス提供体制強化 加算 Q&A	② 特定事業所加算及びサービス提供体制 修の実施に係る要件の留意事項を示された	強化加算の要件のうち、計画的な研にい。 ② 訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。下記 以下 ③ ②及び④ ③において同じ。)ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。(平21.3版 VOL69 問3)
	③ 特定事業所加算及びサービス提供体制 康診断の実施に係る要件の留意事項を示る	強化加算の要件のうち、定期的な健 されたい。 ③ 本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)。(平21.3版 VOL69 問4)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(3/16)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
	異なる業種(直接処遇職種) I 間の出向や事業の承継時にまた、理事長が同じであるなきるのか。	こおける勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所も通算できるのか。 など同一グループの法人同士である場合にも通算で	④ 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。(平21.3版 VOL69 問5)
サービス提供体制強化加算 Q&A	⑤ 座体や病火している期间	は含めないと考えるのか。	⑤ 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。(平21.3版 VOL69 問6)
	用いる」こととされている平成		⑥ サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。(平21.3版 VOL69 問10)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(4/16)

加算·減算名	実施	体制	加]算•減算	加算・減算適用要件
介護職員処遇改善加 算(I)	0		加算	34/1000	原生労働大臣が定める基準(平成27年原生労働省告示策95号6) に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た指定訪問入沿介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合。 ただし、介護職員処遇改善加算(I)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(II)(IV)は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号6イ〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定訪問入浴介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の週改善語の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法、昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又以中核市の市長。)に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に相け出ること。 (4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第百十六号)をの他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の税収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の任用の際における職養フは職務内容等の要件(介護職員の集終の保険料の機会を確保していること。 (二) 一の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二) 一の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 一人護職員の任用の際における職員に関知していること。 (三) 一〇の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 一〇の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 一〇の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(5/16)

加算•減算名	実施	体制	ħ	□算•減算	加算·減算適用要件
介護職員処遇改善加 算(II)	0		加算	19/1000	原生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号6)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号6□> (1) イ(Ⅱ)から(6)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件のすべてに適合すること。
介護職員処遇改善加 算(皿)	0		加算	(Ⅱ)により算 定した単位数 の 90/100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号6)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(II)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(II)(IV)は算定しない。<平成27年厚生労働省告示第95号4ハ>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
介護職員処遇改善加 算(IV)	0		加算	(Ⅱ)により算 定した単位数	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号6)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(IV)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号6二〉イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(6/16)

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算·減算適用要件
	介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。	加算における賃金改善を実施する期間であり、当該加算は平成24年4月から算定が可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。なお、交付金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を6月から翌年5月までとするなど柔軟な対応をとられたい。 (平24. 3版 VOL267 問224)
	介護職員処遇改善計画書や報告書に関する証拠書類として事業者から求める 書類について、国から基準は示されるのか。	労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に規定する就業規則や就業規則と別に作成している賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を想定している。(平24.3版 VOL267 問225)
	介護職員処遇改善計画書、実績報告の様式を変更してもよいか。	3月16日付け老発0316第2号通知で様式例をお示ししたとおりであり、指定権者をまたいで複数事業所を一括して法人単位で介護職員処遇改善計画書を作成することもあり、事務の簡素化の観点から、特段の事情のない限り同様式例を活用して頂きたい。 (平24.3版 VOL267 問226)
介護職員処遇改善加 算 Q&A	介護職員の資質向上の支援に関する計画には、具体的にどのような内容が必要か。	当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、介護職員が技術・能力(例:介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等)の向上に努めること。 (2) 事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上 (平24.3版 VOL267 問227)
		加算の算定をしようとする事業所における従事者に対する労働保険の加入状況が適切に行われていることが必要となるため、労働保険保険関係成立届等の納入証明書(写)等を提出書類に添付する等により確認する。(平24.3版 VOL267 問228)
	実績報告書の提出期限はいつなのか	各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員 処遇改善実績報告書を提出する。 例:加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後 の7月末となる。(平24.3版 VOL267 問229)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(7/16)

加算•減算名	実 体 加算・減算	加算•減算適用要件
	キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料は、交付金申請事業所からも 改めて提出を求める必要があるか。	介護職員処遇改善交付金を受けている事業所について、都道府県に届出をする場合は、キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。 また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。 地域密着型サービスについて、新たに市町村に届出が必要となる場合については、都道府県に提出している資料と同様のものの提出が必要となる。 (平24.3版 VOL267 間230)
		賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問231)
	労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に科せられていないことは、どのようにして確認するのか。	事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書等の提出を求めることにより確認する。(平24.3版 VOL267 問232)
	介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の定めには、最低限、どのうな内容が必要か。	よ 職責や職務内容等については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針等に基づいて設定することが必要である。(平24.3版 VOL267 問233)
	介護職員処遇改善計画書の作成について、当該計画の内容が変更になった場合は、改めて都道府県知事等に届け出る必要があるのか。また、当該計画は、事業年度を超えて作成することはできないと解してよろしいか。	加算を算定する際に提出した介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。また、介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。 (平24.3版 VOL267 問235)
	実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返還する必要があるのか。	加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問237)
	期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還 となるのか。	加算の算定要件で実績報告を行うことしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問238)
	通常、加算は実施した翌月以降に請求することとなる、4月から加算を算定しよ とする場合、3月中には介護職員処遇改善計画書を作成して従業員に周知しな ければならないが、期間が短く対応ができないのではないか。	7 平成24年度に交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等については、当該承認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成24年5月末までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を可能とする経過措置を設定した。従って、この間に介護職員処遇改善計画書を作成し、都道府県知事等に届け出ることが必要である。(平24.3版 VOL267 問239)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(8/16)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算·減算適用要件
			加算は、事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、介護サービス事業所等を複数有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)である場合や介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、介護職員処遇改善計画書は、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、同一の就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成することができる。(平24.3版 VOL267 間240)
		単独事業所で作成する場合や同一県内の複数事業 :、どの様式で届け出ればよいか。	介護職員処遇改善計画書は全ての事業所で作成(複数事業所を一括で作成可能)する必要があり、複数事業所を一括で作成する場合、事業所の一覧(添付資料1)、都道府県状況一覧(添付資料2)、市町村状況一覧(添付資料3)を添付することとしている。単独の事業所で介護職員処遇改善計画書を作成する場合は、添付書類は必要なく、同一県内の複数事業所を一括で作成する場合は、事業所一覧(添付資料1)と市町村状況一覧(添付資料3)が添付資料として必要になる。(平24.3版 VOL267 問241)
介護職員処遇改善加 算 Q&A	介護職員処遇改善加算は、E 用料には反映されるのか。		介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含まない。また、利用者には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになる。(平24.3 版 VOL267 問242)
	告書を都道府県知事等に提出 ことを証するため、計画書や 給付費算定に係る体制等状	定要件として、介護職員処遇改善計画書や実績報 出することとなっているが、当該要件を満たしている 実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介護 況一覧表の「受理通知」は送付しているがそれとは 所に送付する必要があるのか。	加算の算定に係る事務を滞りなく行うために必要な事務については、他の加算同様に実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問243)
	交付金事業では、賃金改善に 同様の取り扱うのか。一時金	は複数の給与項目で実施できたが、加算においても で改善してもよいのか。	介護職員処遇改善計画書には、増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載することとしているが、基本給で実施されることが望ましい。(平24.3版 VOL267 問245)
	交付金事業と同様に、賃金改職員を対象としないことは可能		介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。(平24.3版 VOL267 問246)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(9/16)

加算•減算名	実 体 加算·減算 加算·減算 加算·減算適用要件
	平成24年当初の特例で介護職員処遇改善交付金を受けていた事業所は、介護職員処遇改善が付金を受けている事業所につ職員処遇改善加算ではどの様にみなされるのか。介護職員処遇改善交付金と要件を変更する場合や加算の取得を辞退する場合はどの様な手続きが必要か。 「中枢24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなる。ただし、平成24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がある。また、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、新規の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。 「介護職員処遇改善交付金」「介護職員処遇改善加算(I) 「100% → 加算(I) 「100% → 加算(I) 「100% → 加算(II) 「100% → 加算(III) 「100% → 加算(III)」 「100% → 加算(II)」 「100% → 加算(III)」 「100% → 加速(III)」 「100% → 100% →
	加算算定時に1単位未満の端数が生じた場合、どのように取り扱うのか。また同様に、利用者負担の1円未満はどのように取り扱うのか。 通常の介護報酬における単位の計算と同等に、一単位未満の端数を四捨五入し、現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様に、介護職員処遇改善加算額から保険請求額等を減じた額となる。 ※ なお、保険請求額は、1円未満の端数切り捨てにより算定する。 (平24.3版 VOL273 問41)
介護職員処遇改善加 算 Q&A	介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えた場合、介護職員処遇改善加算は、サービス別の介護報酬総単位数にサービス別の加算率を 算はどのように算定するのか。 乗じて算出する。 その上で、利用者負担を算出する際には、まず介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えているか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(平24.4版 VOL284 問12)
	複数のサービスを利用し、区分支給限度基準額を超えた場合、どのサービスを 区分支給限度基準額超過の取扱いとするのか。また、それは誰がどのように判 断するのか。 について判断する。(平24.4版 VOL284 問13)
	賃金改善実施期間は、加算の算定月数より短くすることは可能か。 加算の算定月数と同じ月数とすること。(平24.4版 VOL284 問14)
	介護職員処遇改善交付金を受けておらず、平成24 年4月から新規に介護職員 処遇改善加算を算定する事業所について、国保連からの支払いは6月になるの で、賃金改善実施期間を6月からとすることは可能か。 「賃金改善実施期間を6月からとすることは可能か。」 「賃金改善実施期間を6月からとすることは可能か。」
	介護職員処遇改善実績報告書の「介護職員処遇改善加算総額」欄には保険請求分に係る加算額(利用者1割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えた 求分に係る加算総額を記載するのか。 サービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようにすること。(平24.4版 VOL284 問16)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(10/16)

加算•減算名	実施制	本 加算・減算		加算•減算適用要件
	地域密			介護報酬総単位数に含める取扱いとなる。(平24.4版 VOL284 問17)
	員処選 処遇改 れとも のか。	愚改善加算(Ⅰ)が新設。 対善加算(Ⅱ)を同時に耳 新設の介護職員処遇改	されたが、介護職員処遇改善加算(I)と介護職員 収得することによって上乗せ分が得られるのか、そ な善加算(I)のみを取得すると上乗せ分も得られる	新設の介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)(I)に設定されているサービスごとの加算率を1月当たりの総単位数に乗じることにより、月額2万7千円相当の加算が得られる区の加算が得られる区分を取得していた事業所・施設は、処遇改善加算(I)のみを取得することにより、月額1万2千円相当の上乗せ分が得られる。 なお、処遇改善加算(I)~(N)については、いずれかの区分で取得した場合、当該区分以外の処遇改善加算は取得できないことに留意すること。(平27.2 VOL471 問36)
介護職員処遇改善加 算 Q&A)介護職員処遇改善加 教授いただきたい。	算の(Ⅰ)と(Ⅱ)の算定要件について、具体的な違	キャリアパス要件については、 ① 職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系を定めること等(キャリアパス要件 I) ② 資質向上のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること等(キャリアパス要件 II) があり、処遇改善加算(II)については、キャリアパス要件 I かキャリアパス要件 II のいずれかの要件を満たせば取得可能であるのに対して、処遇改善加算(I)については、その両方の要件を満たせば取得可能となる。また、職場環境等要件については、実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知している必要があり、処遇改善加算(I)については、平成20年10月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(I)については、平成27年4月から実施した取組が対象となる。なお、処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2 VOL471 問37)
		新が加算の算定額に相談 基準点はいつなのか。	当する介護職員の賃金改善を実施する際、賃金改善	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のとおりである。なお、加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績のない介護職員については、その職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。〇平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準・加算を取得する直前の時期の賃金水準(介護職員処遇改善交付金(以下「交付金」という。)を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)〇平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(平27.2 VOL471 問38)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(11/16)

加算•減算名	実体施制	本 ii	加算•減算		加算·減算適用要件
	職場環取組した。 また、 のと取の 更に、	境は、 と処でしり、 しり扱き	具体的にどのよう 改善加算(I)をいる処遇改善のかってよいか。 に実施した賃金	取得するに当たって、平成27年4月以前から継続し	職場環境等要件を満たすための具体的な事例は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の別紙様式2の(3)を参照されたい。また、処遇改善加算(I)を取得するに当たって平成27年4月から実施した賃金改善以外の処遇改善の取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目について、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。例えば、平成20年10月から実施した取組内容として、介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットを導入し、平成27年4月から実施した取組内容として、同様の目的でリフト等の介護機器等を導入した場合、別紙様式2の(3)においては、同様に「介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入」にチェックすることになるが、それぞれが別の取組であり、平成27年4月から実施した新しい取組内容であることから、その他の欄にその旨が分かるように記載すること等が考えられる。(平27.2 VOL471 問39)
介護職員処遇改善加				合、「一時金支給日まで在籍している者のみに支給」 には全く支払われない)」という取扱いは可能か。	処遇改善加算の算定要件は、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、職員に周知すること。また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。(平27.2 VOL471 問40)
算 Q&A		なって	いるが、総合事業		介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険給付としての同加算は取得できない取扱いとなる。(平27.2 VOL471 問41)
	に関し ① 護職 ② 研 給 ③ 介 記	て、大人員修こ護修こ護職	記の取組に要し受講を認めた研 受講を認めた研 賃金に上乗せし 関する交通費につ		処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれない。 当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を行うための具体的な方法については、労使で適切に話し合った上で決定すること。(平27.2 VOL471 問42)
	職員の付金を直前の	賃金 取得()時期 は、3	改善の基準点の していた場合は、 とは、具体的にし	加算を取得していた介護サービス事業者等の介護 1つに「加算を取得する直前の時期の賃金水準(交 交付金による賃金改善の部分を除く。)」とあるが、 いつまでを指すのか。交付金を受けていた事業所に ととなる前の平成21年9月以前の賃金水準を基準点	平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等で、交付金を受けていた事業所の介護職員の賃金改善に当たっての「直前の時期の賃金水準」とは、平成24年度介護報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)処遇改善加算の問223における取扱いと同様に、平成23年度の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)をいう。したがって、平成24年度介護報酬改定における取扱いと同様に、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を賃金改善の基準点とすることはできない。(平27.2 VOL471 問43)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(12/16)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加 算 Q&A	的要件)について、2つ以上の い処遇改善加算を取得する	D取組を実施した旨を申請していた場合、今般、新し	職場環境等要件(旧定量的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請していたとしても、あくまでも従来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であることから、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成27年4月から実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。 なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。(平27.2 VOL471 問44)
	といったカテゴリ一別に例示	資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」 が挙げられているが、処遇改善加算を取得するに当 いて1つ以上の取組を実施する必要があるのか。	あくまでも例示を分類したものであり、例示全体を参考とし、選択したキャリアパスに関する要件と明らかに重複する事項でないものを1つ以上実施すること。(平27.2 VOL47 1 問45)
	して、平成26年度の賃金水準 給が行われた場合、前年度と	を取得するに当たって、賃金改善に係る比較時点と と比較する場合であって、平成26年度中に定期昇 となる平成26年度の賃金水準については、定期昇給 期昇給後の賃金水準となるのか、又は年度平均の	前年度の賃金水準とは、前年度に介護職員に支給した賃金総額や、前年度の介護職員 一人当たりの賃金月額である。(平27.2 VOL471 問46)
	当する賃金改善分について、		賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準としている。・加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)したがって、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準と比較して、賃金改善が行われていることが算定要件として必要なものであり、賃金改善の方法の一つとして、当該賃金改善分に、過去に自主的に実施した賃金改善分や、定期昇給等による賃金改善分を含むことはできる。(平27.2 VOL471 問47)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(13/16)

加算•減算名	実体加算・減算		加算·減算適用要件
介護職員処遇改善加 算 Q&A		取得していない場合の賃金の総額」の時点について	賃金改善に係る比較時点に関して、加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた場合、以下のいずれかの賃金水準となる。・処遇改善加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。) 平成26年度以前に処遇改善加算を取得していない場合は、処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準となる。また、事務の簡素化の観点から、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法により処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額」は、処遇改善加算(I)を初めて取得する月の属する年度の前年度の賃金の総額であって、従来の処遇改善加算(I)を取得し実施された賃金の総額となる。このため、例えば、従来の処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を初めて取得し、上記のような簡素な計算方法によって、平成28年度も引き続き処遇改善加算(I)を取得するに当たっての「加算を取得していない場合の賃金の総額」の時点は、平成26年度の賃金の総額となる。(平27.2 VOL471 問48)
	介護職員が派遣労働者の場	合であっても、処遇改善加算の対象となるのか。	介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。 (平27.2 VOL471 問49)
	平成27年度から新たに介護+ 算の取得は可能か。	サービス事業所・施設を開設する場合も処遇改善加	新規事業所・施設についても、加算の取得は可能である。この場合において、介護職員 処遇改善計画書には、処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準からの賃金改善 額や、賃金改善を行う方法等について明確にすることが必要である。 なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。(平27.2 VO L471 問50)
	り、平成28年度にも加算を第	[定する場合、再度届け出る必要があるのか。	介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所が前年度も加算を算定している場合、介護職員処遇改善計画書は毎年提出する必要があるが、既に提出された計画書添付書類については、その内容に変更(加算取得に影響のない軽微な変更を含む)がない場合は、その提出を省略させることができる。(平27.2 VOL471 問51)
	(Ⅳ)となるが、既存の届出内	(Ⅲ)については、改正後には処遇改善加算(Ⅱ)~ 3容に変更点がない場合であっても、介護給付費算体制届出書の提出は必須か。	介護給付費算定に係る体制状況一覧については、その内容に変更がある場合は届出が必要になるが、各自治体の判断において対応が可能であれば、届出書は不要として差し支えない。(平27.2版 VOL471 問52)
	月の前月までに実施した介護	護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2 VOL471 問53)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(14/16)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算·減算適用要件
	ら処遇改善加算を取得するに	双得していない事業所・施設も含め、平成27年4月か に当たって、介護職員処遇改善計画書や介護給付費 必要な書類の提出期限はいつ頃までなのか。	平成27年4月から処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、4月15日までに介護職員処遇改善計画書の案や介護給付費算定に係る体制等に関する届出を都道府県知事等に提出し、4月末までに確定した介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出する必要がある。(平27.2 VOL471 問54)
		おいて、平成26年度まで処遇改善加算を取得してい な付書類(就業規則等)の省略を行ってよいか。	前年度に処遇改善加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、各自治体の判断により、その提出を省略して差し支えない。(平27.2 VOL471 問55)
	善実施期間の介護職員の賃 その際には、どのような資料		処遇改善加算を用いて賃金改善を行うために一部の賃金項目を引き上げた場合であっても、事業の継続を図るために、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合については、特別事情届出書を届け出る必要がある。なお、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要がある。 また、その際の特別事情届出書は、以下の内容が把握可能となっている必要がある。 ・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容 ・介護職員の賃金水準の引下げの内容 ・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み ・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨 (平27. 2 VOL471 問56)
		引き下げられた場合であっても、加算の算定額以上 れば、特別事情届出書は提出しなくてもよいのか。	処遇改善加算は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較し、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施を求めるものであり、当該賃金改善が実施されない場合は、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2 VOL471 問57)
	結果、事業所・施設の介護職情届出書の提出はしなくてよ		一部の職員の賃金水準を引き下げた場合であっても、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。ただし、事業者は一部の職員の賃金水準を引き下げた合理的な理由について労働者にしっかりと説明した上で、適切に労使合意を得ること。(平27.2 VOL471 問58)
		連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善 られた場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。	事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下させてはならないため、業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2 VOL471 問59)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(15/16)

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算·減算適用要件
介護職員処遇改善加 算 Q&A	酬改定の影響のみを理由とし 新しい処遇改善加算を取得す 事業の継続を図るために、介	て、特別事情届出書を届け出ることが可能か。 「本のであらかじめ特別事情届出書を提出し、 護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除 「善を行う予定であっても、当該加算の取得は可能な	特別事情届出書による取扱いについては、事業の継続を図るために認められた例外的な取扱いであることから、事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由で、介護職員の賃金水準を引き下げることはできない。また、特別事情届出書による取扱いの可否については、介護報酬改定のみをもって一律に判断されるものではなく、法人の経営が悪化していること等の以下の内容が適切に把握可能となっている必要がある。・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容・介護職員の賃金水準の引下げの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨(平27.2 VOL471 問60) 特別事情届出書を届け出ることにより、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行うことが可能であるが、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行うことが可能であるが、ない事により、を引き下げたしてで賃金改善を行うことが可能であるが、大の議職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があることから、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。したがって、新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出するものではなく、特別な事情により介護職員処遇改善計画書に規定した賃金改善を実施することが困難と判明した、又はその蓋然性が高いと見込まれた時点で、当該届出書を提出すること。(平27.2 VOL471 問61)
		護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除 善を行う場合、賃金水準の引下げに当たっての比	平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法の比較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準」と比較すること。(平27.2 VOL471 問62)

(適用要件一覧) 102 訪問入浴介護費(16/16)